

2010 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 88 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

職業安定組織の構成に関する条約 1948 年 (第 88 号条約)
(日本批准 : 1953 年)

職業安定組織の構成及び機能について。

前回の意見と同様に、委員会は、政府に対して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画に不可分の一部分として、雇用市場をよく組織することを確保する公共職業安定所の機能について、最新の情報を次回の報告に含めるよう求める。

国内での職業安定所の展開。

委員会は、政府に対して、職業安定所のネットワーク組織の見直しを行う工程、及び社会的パートナーがこれに参加する範囲について、引き続き報告するよう要請する。委員会はまた、国内の各地域において、サービスの提供に必要な数の職業安定所が存在し、かつそれが事業主及び労働者にとって便利な場所に設置されていること (第 3 条) を確保するために実施している措置についても情報が提供されるよう期待する。

社会的パートナーの参加。

委員会は、本アプローチを歓迎するとともに、政府に対して、公共職業安定業務に関連する事項の勧告の策定における審議会またはその他の三者組織の貢献 (本条約第 4 条及び第 5 条) に関する情報について、次の報告に含めるよう求める。